

香港向け殻付き家きん卵及び卵製品の輸出手続に関する留意事項

1. 香港向け殻付き家きん卵及び卵製品について、輸出者が動物検疫所に輸出検査申請を行う際は、香港特別行政区政府が輸入者に対して発行する輸入許可の写しを提出すること。
2. 殻付き卵製品（温泉卵、半熟卵等）については、「卵」及び「卵製品」のいずれの証明内容で輸出が可能であるか、輸出者が香港特別行政区政府へ確認すること。
3. 十分に加熱されたもの等一部の卵製品については、証明書の添付が不要となることがあるため、証明書の要否は輸出者が香港特別行政区政府に確認すること。